

町田市文化財保護審議会からの答申について

2024年12月23日付けで、町田市文化財保護審議会に「町田市登録有形民俗文化財の登録について」を諮問し、2025年2月20日に答申をいただきました。

概要は以下のとおりです。

1 諮問事項

町田市登録有形民俗文化財の登録について

2 答申の内容

「成瀬の天狗型道祖神（3基）」は、町田市文化財保護条例第37条第1項（3）に規定する町田市登録有形民俗文化財に該当する。

3 町田市登録有形民俗文化財に該当する理由

「成瀬の天狗型道祖神（3基）」は、成瀬地区に存在する1700年代に造塔された、正面に天狗の像容を配した3基の単体像道祖神塔です。

3基の天狗型の道祖神塔が同地区内に存在することからは、成瀬地区に固有の道祖神信仰があったことがうかがい知れます。

天狗の像容が刻まれた道祖神塔は、全国でも他に例がなく、さらにそれらが3基同一地区に存在していることは、たいへん希少性が高く文化的価値が高いといえます。

また、本件の3基の道祖神は、市内に残存する1700年代前半に造塔された時代の古い単体像の道祖神塔としても貴重なものであるといえます。

以上のことから、「成瀬の天狗型道祖神塔（3基）」は、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で、また全国的に見ても、石造物としての文化財的価値が高いものとして、保護・保存するに値するものであるといえます。

2025年2月20日

町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎 様

町田市文化財保護審議会
会長 浜田 弘明



町田市登録有形民俗文化財の登録について（答申）

2024年12月23日付け24町教生総第392号で諮問のありました町田市登録有形民俗文化財の登録につきましては、町田市文化財保護審議会において審議いたしました結果、下記のとおり町田市文化財保護条例第37条第1項（3）に規定する町田市登録有形民俗文化財に該当する旨、決しましたので答申します。

記

- ・登録候補名 成瀬の天狗型道祖神（3基）
- ・登録基準 町田市文化財指定・登録基準第2－3－（1）に該当するため。

なお、概要および指定調書については別添のとおりです。

2024年度 町田市登録有形民俗文化財候補〔答申〕

- | | |
|----------|--|
| 1) 種 別 | 町田市登録有形民俗文化財 |
| 2) 名 称 | 成瀬の天狗型道祖神 (3基) |
| 3) 所 有 者 | 不詳 |
| 4) 概 要 | 成瀬地区に存在する1700年代に造塔された正面に天狗の像容を配した3基の単体像道祖神塔です。 |

『新編武蔵風土記稿』成瀬村の項に本山修験の五大院があったとの記述などからは、近隣に修験者の存在をうかがい知ることができ、修験との関連性は深いものと推察され、3基の天狗型の道祖神塔が同地区内に存在することからは、成瀬地区に固有の道祖神信仰があったものと考えられます。

天狗の像容が刻まれた道祖神塔は、全国でも他に例がなく、さらにそれらが3基同一地区に存在していることは、たいへん希少性が高く文化的価値が高いといえます。

また、2015年度から2018年度に市教育委員会が実施した市内石造物の調査によると、市域内に存在する道祖神は34基で、そのうち1700年代に造塔されたと考えられる単体像は本件の3基を含め6基のみであり、本件の3基の道祖神は、市内に残存する1700年代前半に造塔された時代の古い単体像の道祖神塔としても貴重なものであるといえます。

以上のことから、成瀬の天狗型道祖神塔(3基)は、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で、また全国的に見ても、石造物としての文化財的価値が高いものとして、保護・保存するに値するものであるといえます。

名 称：成瀬の天狗型道祖神（3基）

種 別：町田市登録有形民俗文化財

所 在 地：①町田市成瀬5丁目4995番地 山之根稻荷神社境内

②町田市南成瀬4丁目19番地14 西山児童公園内

③町田市南成瀬8丁目11番地33

所 有 者：①不詳

②不詳

③不詳

内 容：道祖神

製作年代：①1737（元文2）年7月

②1729（享保14）年1月

③不詳（近世）

沿 革：①1737（元文2）年7月、山之根村氏子により造立される（刻銘より）。山村橋（現都営団地北）のたもと、成瀬堰引堀土手にあった。昭和40年代の区画整理により現所在地へ移設された。現在は山村講中が所在地の草刈りを行っている。現所在地に移設される前は、どんど焼きを実施していた。

②1729（享保14）年1月、木目田姓及び中里姓の氏子により造立される（刻銘より）。西山橋たもと西之久保新坂下の崖上にあった。区画整理により現所在地へ移設された。かつては西ノ久保講中が世話をしていた。現在も現地周辺公園で町内会を中心に、どんど焼きを実施している。

③東光寺村氏子により造立される（刻銘より）。当初から現所在地付近にあった。2016年、隣接道路の整備にあわせて東光寺講中が石造物の設置環境を整備した。2023年までは、どんど焼きを実施していた。

法 量：①高67×幅35×奥行18cm

②高105×幅48×奥行27cm

③高65×幅38.5×奥行12cm

現 状：①形状は駒型で、正面に浮彫型の天狗立像と銘文「奉造立 登神 武
弼多摩郡成瀬山之根村 元文二丁巳七月吉祥日 氏子惣施□」が刻ま
れ、台座には銘文「[] 田信 [] 武藤 [] 武藤文 [] 武
藤太良 [] 落合又 [] 落合 [] 落合作 [] [] 六
[]」が刻まれている（摩滅・破損等により文字が判読不能の箇所は、
判読できない字数が判明する場合は、その字数に相当する□を記し、
また、字数が不明の場合は[]で表示）。塔身には剥離が多くみられ、

像容は、顔、右腕、両腿部分が欠損しているが、背中に羽をつけた修験のような姿が確認できる。

②形状は駒型で、正面に浮彫型の天狗立像と銘文「奉造立祭神 武弼多摩郡成瀬村 享保十四年正月吉日」が刻まれ、台座には銘文「氏子 木目田治右衛門 同苗七良右衛門 同苗仁兵衛 同苗市良右衛門 同苗武左衛門 中里仁左衛門 同苗三左衛門」が刻まれている。塔身を横断する亀裂があり、一部欠損しているほか、像容は、顔面が剥離しているが、頭巾をつけ背中に羽をつけた修験のような姿が確認できる。

③形状は舟形光背型で、正面に浮彫型の天狗立像と銘文「奉建立 道祖神 武弼成瀬 東光寺村惣氏子」が刻まれている。像容は、顔面の表面が削れているが、右手に団扇、左手に杖を持ち、頭巾をつけ背中に羽をつけた修験のような姿が確認できる。

登録理由： 成瀬地区に存在する1700年代に造塔された正面に天狗の像容を配した3基の単体像道祖神塔である。

道祖神は、悪霊や疫病などから守護する神、五穀豊穰・子孫繁栄の神でもあり、「セーノカミ」「サイノカミ」などとも呼ばれている。

3基のうち、③の道祖神塔については、1960年代頃から研究者の間で、珍しい像容の道祖神塔として注目されており、1975年に初版が発行された庚申懇話会編『日本石仏事典』においても、清水長明氏が「珍しい例として、天狗を浮き彫りにした道祖神が町田市成瀬にある。」と紹介している。

天狗の像容については、烏天狗か天狗童子かという二つの見解があるが、本体の頭頂部と天狗の鼻の部分の一部が欠けており、現状では結論付けることはできない。しかし、『新編武蔵風土記稿』成瀬村の項に本山修験の五大院があったとの記述があることから、近隣に修験者の存在をうかがい知ることができ、修験との関連性は深いものと推察され、3基の天狗型の道祖神塔が同地区内に存在することからは、成瀬地区に固有の道祖神信仰があったものと考えられる。

道祖神に関連する行事としては、小正月のどんど焼きがある。町田市域では「セーノカミ」「サイノカミ」「ダンゴヤキ」などとも呼ばれ、道祖神の周辺で、竹や藁、正月飾りを積み上げて火をつけ、だんごなどを焼くものである。3基の道祖神のうち、②については、町内会主催と形を変えながらも現在もどんど焼きが実施されている。

天狗の像容が刻まれた道祖神塔は、全国でも他に例がなく、さらにそれらが3基同一地区に存在していることは、たいへん希少性が高く文化的価値が高いといえる。

また、本件の3基の道祖神は、本尊として天狗像が刻まれているこ

とが最大の特徴であるが、市内に残存する1700年代前半に造塔された時代の古い単体像の道祖神塔としても貴重なものであるといえる。道祖神塔全体の分布は、境川を境としてその西側（旧相模国）に圧倒的多数が分布し、要因ははっきりしていないが東側（旧武蔵国）に入ると造塔数は激減する。単体像の道祖神塔は、道祖神としては古い型のもので、1700年代前半にその多くが造塔されている。その後、1700年代後半を中心に、一般的に知られる双体像の道祖神塔が造塔され、その後の1800年代以降は、文字塔が中心となっていく。2015年度から2018年度に市教育委員会が実施した市内石造物の調査によると、市域内に存在する道祖神は34基で、そのうち1700年代に造塔されたと考えられる単体像は本件の3基を含め6基のみであった。

なお、②の道祖神塔については、寸法が高さ105cmと大きいことも特筆すべき点である。高さ100cmを超える道祖神塔は近隣地域をみても珍しく、希少性が高いものであるといえる。

以上のことから、成瀬の天狗型道祖神塔（3基）は、町田市固有の地域の歴史、文化を理解する上で、また全国的に見ても、石造物としての文化財的価値が高いものとして、保護・保存するに値するものであると評価でき、町田市登録有形民俗文化財としてふさわしい。

①



②



③

